

刑弁でGO!

第93回

トピック

裁判員裁判 反省会を有効活用する

刑事弁護委員会委員 赤木 竜太郎 (67 期)

1 反省会とは

読者の皆様は、裁判員裁判の反省会に出席された経験はあるだろうか。

東京地裁では、裁判員裁判が実施された後、裁判官、検察官、弁護人が出席する反省会が行われている。法律上の規定に基づくものではなく、勿論出席は任意である。

裁判員選任期日など、公判が開始される直前に開催日程を決めることが多い。開催のタイミングは、関係者のスケジュールにもよるが、判決後約3週間以内に開かれることが多いようである。所要時間は1時間から1時間半ほどである。

2 反省会の意味合い

反省会は、裁判員裁判の振り返りの場である。裁判官が主導して、公判前整理手続や、冒頭陳述から始まり弁論で終わる公判審理の各段階に関し、その場でコメントをする。

審理を振り返るためのツールとして、反省会の他に、裁判所が裁判員を対象に行うアンケートがある。回収されたアンケートは弁護士会を介して、審理の約2週間以内に弁護人に送付されてくる。ただし、このアンケートには自由記載欄が少なく、評価の指標も「わかりやすかった」か「わかりにくかった」か、といった形式的なものが多い。むしろこのアンケートの重点は、裁判員の裁判官に対する評価を確認することに置かれている。さらに言えば、裁判員が裁判官による

評議の進行等に対して、不満や消化不良感を抱かなかったことを証するための資料として用いられているように思える。勿論、裁判員から「わかりにくかった」といったネガティブな指摘がなされた場合は、弁護人は率直に受け止め、改善を図るべきである。しかし、要するにアンケート形式では、訴訟活動に対する裁判体の率直な反応を推し量り、それを今後の弁護活動に反映していくことには限界がある。

他方で、反省会では記録は残されず、口頭での意見交換がなされるため、かなり率直な感想を裁判官から聞くことができる。「わかりやすかった」「わかりにくかった」という表面的な指標だけでなく、主張のどの点に説得力があったのか、どの証人の証言が頭に入りやすかったのか、反対尋問の狙いは正しく伝わっていたのか、弁論の時間は適切だったか、配布資料の情報は適切だったかなど、具体的な点についてフィードバックを受けることが場合によっては可能である。反省会を有効活用すれば、判決にあらわれた結果からだけでなく、生身の裁判官の反応からも、自身の弁護活動の改善ポイントを模索することができる。特に裁判員裁判の経験を沢山積みたいと考えている若手会員には、反省会を単なるルーティーンとしてとらえるのではなく、スキルアップのために積極的に活用することをお勧めしたい。

3 反省会を有効活用するポイント

反省会で充実した意見交換をするにあたり、筆者が普段工夫している点を列挙したい。

(1) 反省会の進行を弁護人がコントロールする

弁護人が、積極的にフィードバックを受けたい、という姿勢を出さなければ、裁判所が各訴訟活動について無難で表面的なコメントをしていくだけで終わってしまう。裁判官は多忙であり、裁判所にとってその反省会は、数ある裁判員裁判事件のうちの一件に過ぎない。弁護人がその場の進行をコントロールし、積極的に裁判官の意見や感想を引き出していくことが有用である。

そのためにはその場での思い付きに頼るのではなく、反省会開始前に、特に重点的に感想を聞きたい点についてリストアップして、裁判所にFAX送付しておくことが有用である。例えば、「本件審理は共犯者と併合されたまま行われ、被告人と共犯者の冒頭陳述が連続して行われました。内容が相当部分重複していたことについて、どのような印象を持たれたか、可能な限りでご教示ください」といった質問事項を、予め送付しておく。反省会は、自然と、弁護人が事前送付したリストに沿って、その疑問を解消するという形式で行われることになる。裁判官にとって準備もしやすく、有効である。

(2) 具体的な質問をぶつける

質問はあくまで具体的にすべきである。勿論、「最終弁論はどうでしたか？」といった質問の全てが適切ではないとまでは言えない。しかし質問された裁判官も、声量や口調といった情報の伝達に関する感想を述べればよいのか、証拠の議論におけるロジックの適切さ、十分さについてコメントすればいいのか、ケースセオリー自体をどう捉えたかコメントすればいいのか、分からない。「いや、初めてにしてはよかったですよ」等の表面的な回答がなされても、何の参考にもならない。「自分ではかなり早口だったと感じています。早口で聞き取れない、というような印象を持たれましたか？」といった具体的な問いをすれば、具体的な回答を引き出せる。

(3) 裁判官の訴訟指揮等で疑問に思った点を指摘する

反省会は裁判官から一方的に査定される場では勿論ない。弁護人から見て疑問に思った訴訟指揮や補充尋問等について、裁判官に率直に問題意識をぶつけて議論を深めることは、適切な審理を実現していくために有益である。

(4) 評議の秘密にかかる領域に踏み込まない

当然のことながら、裁判官は反省会の場といえども、評議の秘密を犯すような事柄を話すことはない。裁判員のうちだれが有罪の心証をもっていたか、当初の有罪心証の人数は何人だったのか等、評議の内容にかかる事柄を質問したとしても、裁判官が態度を硬化させるだけである。あくまで評議の秘密を害しない範囲で回答していただきたい、との姿勢を前面にだすのが望ましい。個々の裁判官が形成した心証についての質問も同様である。

なお、判決が確定していない場合、特に控訴して弁護人が引き続き控訴審の弁護を担当する場合などは、裁判官から積極的な感想を引き出すことは困難である。この点はやむを得ないであろう。

(5) あくまで感想と割り切る

裁判官の言うことが常に正しいわけではない。ここまで書いてきたことと矛盾するようにも思えるかもしれないが、裁判官からの回答を文字通り受け止めるか否かも、慎重に考えるべきである。当事者と事実認定者とは視点は全く異なる。例えば事実認定者にとって好ましい尋問が、当事者にとって有効な尋問とは全く限らない。個々の裁判官の信条、経験、個性によっても受け止め方は変わる。自身が納得できた指摘は真摯に受け止めて改善すべきだが、あくまで一裁判官の感想に過ぎない、と割り切る姿勢も持ち続けることが必要である。

皆さんも是非工夫を凝らし、反省会を有効に活用していただきたい。